

原発ADRについての説明会を開催します

ご存じでしたか

原発ADRによる**和解**の例が増えています



※ADRとは、裁判より簡易な手続きで原発事故による被害を賠償してもらう手続きです

※和解の事例は文部科学省ホームページ

「原子力損害賠償紛争解決センター 和解仲介の結果の公表について」で確認できます

「自主避難なのであきらめていた」

「賠償請求などなにもしていなかった」

「ほかにも請求したいものがあった」

「費用はどのくらいかかるの？」

いまからでも、請求・和解できる可能性があるかもしれません

「どんな内容?」、「自分に当てはまるのかわからない」と思われる方
一度話を聞いてみませんか?

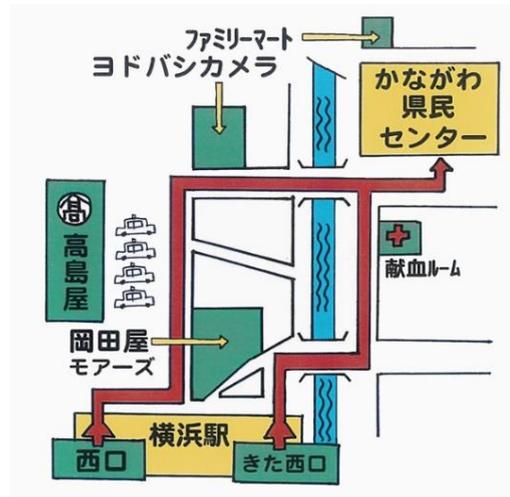
神奈川県司法書士会の司法書士がわかりやすく説明します
どうぞ、ご参加ください

日時：7月28日(日)

午前10時00分から午後12時00分まで

場所：かながわ県民センター11階
講義室1 (横浜市西区)

横浜駅 きた西口 徒歩約5分



お申込みはお電話で

電話番号：070-5577-0311

受付日時：平日 午後1時～5時

主催



後援

神奈川県司法書士会

団体連絡先

〒231-0011 横浜市中区太田町4-47 コーワ太田町ビル7F

ホームページ
メール

<http://hinansha-shien.net/>
ayumu.tomoni@gmail.com

※この事業は2019年度福島県県外避難者への相談・交流・説明会事業の事業統括団体（一般社団法人ふくしま連携復興センター）より、当会が受託し実施するものです。